

東海大学医学部附属病院倫理委員会 臨床倫理検討部会 内規

(目的)

第1条 東海大学医学部附属病院において、医療及びケアに関わる倫理的問題を検討し、解決することを支援するために、東海大学医学部附属病院倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)の下に、倫理委員会内規第14条に基づき、臨床倫理検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(部会員)

第2条 部会員は、倫理委員会委員長が任命する。

2 部会の構成は次の通りとする。

- (1) 倫理委員会の委員 1名以上
- (2) 医療倫理学領域の医師 1名以上
- (3) 医療監査部の医師 1名以上
- (4) 看護部長から推薦を受けた看護師 2名以上
- (5) 総合相談室長から推薦を受けたソーシャルワーカー 1名以上
- (6) 総務課職員 1名以上
- (7) その他、倫理委員会委員長が必要と認めた者

3 部会員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 部会長は、倫理委員会委員長が部会員から指名し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長が指名する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在又は事故等があるときは職務を代行する。

(任務)

第3条 部会は、以下の任務を行う。

- (1) 臨床倫理コンサルテーション
- (2) その他、医療及びケアに関わる倫理的問題に関する相談に応じること
- (3) 医療及びケアに関わる倫理に関する教育活動
- (4) 部会の活動のために必要な事項について倫理委員会に提案すること

(部会の開催等)

第4条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

- 2 部会は、原則として月1回開催する。
- 3 部会は部会員の3分の2以上の出席をもって成立とする。
- 4 部会での検討内容に対して議決が必要な場合は、出席部会員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席部会員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、議論をつくしても一致に至らない場合には、議長を含む出席した部会員の3分の2以上の同意を得た意見を部会の結論とすることができる。
- 5 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(報告)

- 第5条 部会長は、部会が行った任務について記録を作成し、少なくとも2ヶ月に1回倫理委員会に文書で報告する。
- 2 部会長は、患者の死に直結する等の重大な結果が予測される事例が発生した場合には、遅滞なく倫理委員会委員長と病院長に報告する。

(守秘)

- 第6条 部会員ならびに部会の業務に携わる者は、正当な理由なく、知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、任務を辞した後も同様とする。

(臨床倫理コンサルテーション)

- 第7条 臨床倫理コンサルテーションの運営については、別途細則に定める。

(事務局)

- 第8条 部会に係る事務は、倫理委員会事務局が担当する。

(改廃)

- 第9条 この内規の改廃は、倫理委員会の議を経て決定する。

附則

この内規は、2019年4月1日から施行する。

改訂 2021年6月7日 東海大学医学部附属病院倫理委員会承認